

議案第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、引用条項の整理を行
うとともに、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに
伴い、関係する条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例（案）

（京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 京田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年京田辺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「次条第7号」を「第3条第7号」に改める。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

（京田辺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第2条 京田辺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

（京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>[京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）] （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。</p>	<p>[京田辺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）] （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整する。</p>	<p>字句の整理</p> <p>除外規定の削除</p> <p>字句の整理</p>
<p>[京田辺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正（第2条関係）] （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）</u>の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の</u></p>	<p>[京田辺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正（第2条関係）] （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）</u>の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第</u></p>	<p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p>

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>[京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正(第3条関係)]</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>	<p>1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>[京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正(第3条関係)]</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>	<p>引用条項の整理</p>